

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成13年 9 月 6 日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成13年規程第22号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 構成研究室一覧教育系の表音楽科の項中「17」を「16」に，「12」を「11」に改め，同表合計の項中「189」を「188」に改める。

附 則

この規程は，平成13年 9 月 6 日から施行する。

東京学芸大学教育学部運営規程 新旧対照表（抄）

現 行			改 正		
〔省略〕			〔省略〕		
別表第3			別表第3		
構成研究室一覧			構成研究室一覧		
教育系			教育系		
教 室 名	構成員数	構成研究室名及び選出数	教 室 名	構成員数	構成研究室名及び選出数
〔省略〕			〔省略〕		
音 楽 科	<u>17</u>	音楽学 声楽 器楽 作曲・指揮法 音楽科教育学 12 5	音 楽 科	<u>16</u>	音楽学 声楽 器楽 作曲・指揮法 音楽科教育学 11 5
〔省略〕			〔省略〕		
合 計	<u>189</u>		合 計	<u>188</u>	
〔省略〕			〔省略〕		
			<u>附 則</u> <u>この規程は、平成13年9月6日から施行する。</u>		